

野介庄の神宿

瀬戸団地の西側付近に「神宿」という地名があります。『鏡野町史』民俗編には、

「昔この地に総社があり、野介庄内三十四カ村の神輿が集まって祭礼を行った」とあります。

「総社」とは、各所の神社の祭神を一カ所に勧請し、合祀した神社のことです。一般的には一國の総社をいいますが、庄園（莊園＝有力者の私有地）や一郡、一郷の総社もあります。ここでいう総社は野介庄という庄園の総社を

指すものと思われます。

南北朝時代から戦国時代にかけて、この野介庄の領主であったのは斎藤氏です。戦国史研究家の森俊弘氏は、斎藤氏は美作守護職から現地で莊園を管理する役職を与えられていた人物であると推定しています。実際に小田草神社には貞治七年（一三六八）年に斎藤二郎という人物が「庄内安穩」と銘を刻み、野介庄の平安を願って奉納した梵鐘が残されています。

この野介庄の範囲は『作陽誌』（元禄四年（一六九二）年刊）では、馬場、

小座、瀬戸、竹田、寺元、宗枝、真加部、

入、下森原、上森原、塚谷の十一カ村とされています。また、同書の「小田草神社」の項には、「馬場、塚谷、下森原、

入、竹田、瀬戸及び小座半村の氏社なり」と書かれており、江戸時代には野介庄のうち七村が氏子であったことが

久田あたりまで広がることがわかります。ですから、「野介庄内三十四カ村」というのは、具体的な村名を一つ一つ示すことはできませんが、斎藤氏が支配していた最大領域を意味するものではないでしょうか。

わかれます。また、明治七年（一八七四）の「神社明細書上帳」には、小田草神社は「往古は野介庄十一カ村、薪郷六カ村の総鎮守であった」と書かれています。薪郷六カ村とは、山城、原、高山、河本、薪森原、下原にあたります。

では、「野介庄内三十四カ村」はどう解釈すれば良いのでしょうか。小田草神社の氏子の範囲がこのように変化していった背景として、一つに斎藤氏の支配領域の変遷が考えられます。

森氏は、戦国時代に斎藤氏が出した、

土地や税金の徴収権を家来に与えるということが書かれた「発給文書」という書状から当時の斎藤氏の支配領域を推定しています。これによれば、斎藤氏の支配領域の最大範囲は、野介庄の他に薪郷、西大野郷（現在の大野地区）、香々美、公保田、

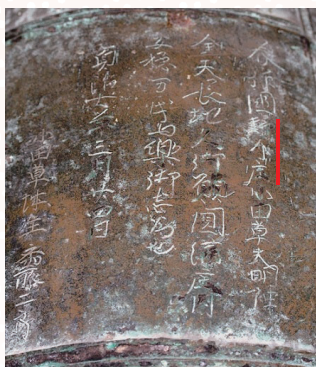
土地や税金の徴収権を家来に与えるということが書かれた「発給文書」という書状から当時の斎藤氏の支配領域を推定しています。これによれば、斎藤氏の支配領域の最大範囲は、野介庄の他に薪郷、西大野郷（現在の大野地区）、香々美、公保田、



神宿付近（住宅のあるあたり）



小田草神社（馬場）



小田草神社梵鐘銘文（赤線箇所が「野介庄」）

生涯学習課 日下

電話(0868)54-7733

参考：『鏡野町史』通史編・史料編・民俗編、

『鏡野郷土博物館講演録』『小田の村誌』

『作陽誌』

真加部から小田草神社へ向かう際にちようど落ち合う場所でもありますので、斎藤氏がこれらの地域に勢力を持っていた頃、小田草神社の祭礼に際し、支配領域の村々の神輿がこの地に集い、祭事を行っていた場所だったということも考えられます。